

## 社団法人松山市シルバー人材センター個人情報適正管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人松山市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が行う事業における個人情報の適正な管理及び運用を図ることを目的とするものである。

### (適用範囲)

第2条 センターの職員が、業務において個人情報を取り扱う場合に適用されるものとする。

### (定義)

第3条 この規程で用いる用語は以下のとおりとする。

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

#### (2) 個人データ

個人情報の内、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

#### (3) 情報主体

一定の情報によって識別される、又は識別されうる本人。

### (個人情報取り扱い責任者)

第4条 センターは個人情報の適正な管理・運用に関する責任と権限を持つ者として、個人情報取り扱い責任者を置くものとする。

### (個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得に当たっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

3 社会的差別を受ける原因となるような個人情報を取得、利用及び提供をしてはならない。

4 個人データの利用及び提供は、情報主体本人から同意を得た利用目的の範囲

内で行わなければならない。

5 個人情報のリスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

6 個人データは、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の情報で管理しなければならない。

(保管及び利用)

第6条 個人データを保管及び利用する際には、関係者以外のものが容易にアクセスできない措置をとらなければならない。

2 上項を実施するために、個人情報取り扱い責任者は、安全に保管及び利用できる仕組みを確保しなければならない。

(第三者提供)

第7条 個人情報を扱う職員は、第三者へ提供する際、事前に情報主体本人に抵提供先、利用目的を通知し、同意を得なければならない。

2 第三者提供の際、情報主体本人の同意を得ない場合は、個人情報取り扱い責任者の承認を得なければならない。

(個人情報の開示又は訂正)

第8条 個人情報取り扱い責任者は、情報主体本人から個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を延滞なく行うこととする。さらに、これに基づく訂正(削除を含む。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、延滞なく訂正を行うこととする。

2 個人情報の開示または訂正に係わる取り扱いについては、情報主体本人への周知につとめることとする。

(削除及び消去)

第9条 削除及び消去にあたっては、目的外利用又は第三者に利用されないような措置をとらなければならない。

2 上項を実施するために、個人情報取り扱い責任者は、安全に削除及び消去が行える仕組みを確保しなければならない。

(個人情報を取り扱う者への教育)

第10条 個人情報取り扱い責任者は、個人情報の管理・運用について個人情報取り扱い教育責任者を配置し、センターの職員に対し個人情報の取り扱いに関

する教育・指導を定期的 to 実施することとする。

- 2 個人情報取り扱い教育責任者は、個人情報に関する教育が円滑に行えるように体制を整備しなければならない。
- 3 個人情報取り扱い教育責任者は、教育方法及び自覚について別途細則を定めなければならない。

(苦情処理)

第11条 個人情報取り扱い責任者は、情報主体本人からの個人情報に関する苦情及び相談について対処する者として、個人情報苦情処理責任者を配置し誠意を持って適切な処置を行うものとする。

- 2 個人情報苦情処理責任者は、個人情報に関する苦情処理が円滑に行えるように体制を整備しなければならない。
- 3 個人情報苦情処理責任者は、苦情処理の手順を定めなければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。